要 望 書

平成 21 年 2 月 2 日

法務大臣 森 英介 殿

(写:内閣府、最高検察庁、警察庁)

犯罪被害者家族の会 Poena(ポエナ) 平成8年4月11日池袋駅立教大生殺人事件 父 小林邦三郎

時効の撤廃も含めた改正の検討に関して

2009 年 1 月 4 日付けで、法務省が殺人など重大事件の公訴時効の見直しを検討する 勉強会を設置するとの報道があり、犯人未逮捕の遺族として大変喜ばしいことと思いま す。過去 13 年に亘り、命の権利は亡き息子に在ることを肝に銘じて、犯人逮捕と犯罪 防止のために活動してまいりました。また時効まで 1 年となる来年 4 月より、時効撤廃 の改正等の署名活動を行い、親として時効の存在意義を広く社会に問いかける予定でお りました。

今回の勉強会設置に当たり、犯罪被害者家族の会として以下の要望を提出いたしますので、皆様方におかれましては国家、国民の為となる核心の議論を進めてくださいますよう心からお願い申し上げます。

- 1、 殺人、傷害致死等、被害者死亡重大事件の時効撤廃
- 2、 捜査期間の設定
- 3、 捜査方法の見直しと権限の強化
- 4、 改正検討会への遺族らの参加

時効改正に関するこれまでの経緯

明治 41 年に刑法が施行されてから 100 年近きに亘り根幹の改正が行われておらず、 私が息子の事件を通して 4 項目の嘆願書に延べ 13 万余人の署名を頂き、「春日部高 1 暴行致死事件」では殺意の目的を主に、1,025 通の署名入りアンケートを集め分析した 上で、平成 14 年法務省に一括提出いたしました。法務省と高等検察庁にて意見を述べ る機会を得られましたことは、今日におきましても心から感謝しております。時効の改 正においても、人間の一生を考えて「50 年」の検討を依頼いたしましたが、それまで の経緯を鑑み、先ずは「30 年」への改正が妥当であろうと改めて要望いたしました。

これまで息子の事件に関する個別の改正を要求したことはなく、全て国家のためにと

信じ、要望してまいりました。幸運にも傷害致死罪とされた息子の事件が、殺意の目的を変更し殺人罪の適用を受けることになり、犯人が未逮捕である限り最終判断を下すべきでないことを立証し、「傷害致死罪」が初めて重要犯罪の位置付けとして認められ、「死」が最も大切であることが理解された結果、平成16年には殺人罪と同一「25年」の時効が制定されるに至ったものと考えております。

「命の権利」は亡き者に存在すべきことであり、遺族には「救済」であることをご理解頂きたいと思います。従来の法の制定や改正において、被害者の「匿名」を安易に求め、多額の国家賠償を求め、犯罪給付金の一律引き上げ支給、サリン事件だけの見舞金支給等、「公平性」に欠けており、今後の犯罪を増長する要因になるのではと危惧いたしております。「真実の追求」が最も大切なことであり、遺族が顔を隠し、悲しきことだけを訴えても何も変わりません。悔しきことを忘れず、犯罪者とその親の責任と賠償を追及し、更生の管理を考えてこそ魂を感じることと考えます。誤報こそが報道被害であり、亡き命に対する報道は感謝するものと存じています。

時効の目的と期間について

時効を撤廃する場合は、「殺害、重度の脳障害、重度の障害の未逮捕」、「交通死のひき逃げ」を対象として議論して頂きたく思います。今こそ傷害致死罪を重要犯罪として明確にする時期であり、逃げた段階から殺意が生まれる「事後殺意」として検討されるべきことと思われ、交通事犯を含めて広く議論されますよう願っております。

未逮捕以外の場合は刑の執行により時効が消滅するものですが、時効の延長は重罰化に繋がることでもあり、当然慎重でなければなりません。しかし未逮捕を無くし、犯罪を抑止していくためにも重罰化を強く要望いたします。とはいえ永久に捜査を続けることが現実的でないことも、残念ではありますが理解できます。捜査本部を設置する期間、捜査担当者を設ける期間(私見では15年)を明確化することも重要であり、それによって犯人逮捕を最優先とする体制を強化して頂けるものと信じております。

時効の撤廃を論ずるときに忘れてならないことは、捜査方法と権限強化の改正です。 一般にその弊害だけを論ずる傾向にありますが、時効を撤廃することは国家として責任 が更に重くなることであり、犯人を必ず逮捕する覚悟が望まれます。時効が無くなって も犯人未逮捕である限り、遺族にとって何も変わることはありません。警察官の手足を 縛り犯人を捕まえに行くこともできず、人権擁護と称して命の権利が侵されているのが 現状であり、捜査のための権限を強化する必要を強く感じます。警察官も人間であり、 犯人を捕まえることもできずに命を失うことになればその存在意義が問われかねませ ん。

一方、捜査方法の見直しにおいて、犯罪が残虐さを増し、逃亡やひき逃げが多発して

いることも考慮しなければならないでしょう。免許証等顔写真の利用は当然として、指 紋認証がセキュリティ対策として社会に認知されつつある今、中学生以上からの指紋登 録など、犯罪抑止教育の視点からも論議されるべきだと考えます。

私は永い間、亡き息子の魂とともに心の闘いをしながら時効を学んできましたが、時効が無くなっても命は帰ることもできず、一番悔しい息子のためにも犯人逮捕こそが必要であると感じ、犯罪を防ぐためにも現状70%の未逮捕の改善を強く要望いたします。

時効の意義について

時効は何のために存在すべきことか、私にも見えません。15 年間心の闘いをして見えてくる気がします。親として何もせずに時効を迎えても何の意義があるのでしょうか。「更生」を真に考えてこそ「時効」が理解できるものであり、遺族として悔しいことですが、「再犯」は過去の死を無にする非道であることも理解しなければなりません。

日本国では法や裁判において更生は軽視されており、犯罪者の保護が主体となっております。犯罪の抑止となり、更生と犯罪防止のために法と裁判は存在すべきであり、「正当な裁判」のために質疑するという目的を見失い、ただ恨みだけを主張する訴訟参加は「更生」を妨げることになるのではと危惧いたしております。全国犯罪被害者の会(あすの会)が、受刑者の働いた更生のための金銭を(財)矯正協会から毎年 300 万円受理していながら、公訴時効の撤廃を要求したことは道理として理解できるものではありません。

2年前、春日部市に保護司の申請を致しましたのも、保護司が肩書きだけの職務となっている現状に疑問を感じ、犯を未然に防ぐためと更生を会得するためにと、仏道の精神の心境でした行為と思っております。亡き命のために、顔を隠さず、犯を防ぐことを真に考え実行することが供養となり、命の代償であることを悟りました。私は恨みを捨てて他人のために生きることが活かされし人生、と思いながら息子の魂を時効と感じております。

皆様におかれましては遺族の感情だけに捉われず、日本人が日本国のために自ら考えた法の制度となるよう、核心の論争を賜りますよう心からお願い申し上げます。私は悲しみへの同情は一時の心の癒しであり、強く生きることを耐えて会得することが人の道と考えております。何卒、今後の時効の論議に参加できる資格を与えていただけますよう、心からお願い申し上げます。

以上